

「森林再生基金」の助成対象事業の募集開始について

1. 概 要

当金庫は、「公益信託 農林中金80周年森林再生基金」（信託財産10億円、信託期間10年程度）を本年3月に設定し、国内の荒廃した民有林を再生する事業・活動に対して助成を行うこととしました。

今般、当該基金の運営委員会の助言・勧告に基づいて、平成17年度の募集要項が以下のとおり決定され、助成対象事業の募集を開始することとなりましたのでお知らせいたします。

2. 募集要項の概要（詳細は募集要項のとおり）

（1）助成対象事業

国内の荒廃した民有林の公益性を発揮させることを目指した活動であって、創造性が高いと認められる以下の事業に対する助成金の支給。

- a 複数の森林所有者との長期安定的な契約に基づく、ひとまとまりとなった荒廃林の再生事業（長伐期施業・複層林施業等の公益的な施業を条件とする）
- b 上記に附帯する林地境界確定、林地調査、不在村者調査等に対する助成金の支給
- c その他目的を達成するために必要な事業に対する助成金の支給

（注1）「複数の森林所有者」には、入会集団、財産区、生産森林組合等を含む。

（注2）対象森林は5ha以上のひとまとまりとなった森林とし、これには国有林、県有林、市町村有林を一部含むことも認める。

（注3）「長期契約」とは、森林経営信託契約・長期経営委託契約・長期施業委託契約・長期管理委託契約(期間5年以上)等とする。

（注4）附帯事業には林地境界確定、林地調査、不在地主調査等の事業を含む。

（注5）事業の中でもより公益性および創造性が高い事業を選定します。

（例）対象林の荒廃の度合いが大きく、対象面積がより広い事業

地元協同組合・ボランティア・行政等、地元住民参加型の事業
ノウハウ・技術・生産性の向上等により、助成金終了後も事業の継続性が認められる事業

過去に例の少ない先進的事业（不在村者の森林経営信託等）

（注6）対象事業の範囲は、森林整備（施業）と直接・密接に関連する取組迄とします。

（例）間伐した立木を共販所（原木市場）又は製材工場まで運び込んだ段階迄。

(2) 助成対象者

以下の全ての条件に該当する者を対象とします。

- a 営利を目的としない団体で法人格を有するもの。ただし地方公共団体を除く。
- b 過去の活動歴等からみて本活動を運営するのに十分な能力、知見を有する団体。
- c 対象事業の実施状況および予算・決算などの財政状況について、当基金の求めに応じて適正な報告のできる団体。
(例) 森林組合・農協・漁協等協同組合、特定非営利法人、社団・財団等

(3) 助成金額

- a 平成17年度募集分の助成金総額は100百万円を予定します。
- b 1件あたりの助成金の限度額は30百万円とします。

(注7) 助成金額は、対象事業の所要資金から、①申請者、森林所有者に対する公的な補助金、②対象森林の原木等の販売収入額を除いた部分で、③上限30百万円として助成を行います。

(4) 助成期間

- a 支援の対象となる事業の実施期間は、原則として平成18年4月1日以降に開始し、平成19年3月31日以前に終了するもの(1年間)とします。
- b 複数年度にわたる事業の場合は、複数年にわたる事業計画を提出してください。施業の内容により、同一助成先への複数年助成(期間は最長5年)を認める場合があります。
- c ただし、(2)の場合でも原則、毎年事業内容と結果の審査を行いますので、都度申請、報告が必要になります。

(5) 募集期間

- a 募集期間は、平成17年7月1日(金)から平成17年9月5日(月)とします。

(6) 募集方法

- a 「助成金交付申請書」にご記入のうえ、基金の事務受任先である全国森林組合連合会あて申請いただくことになります。
- b 「募集要項」、「助成金交付申請書」は、当金庫ホームページおよび全国森林組合連合会ホームページをご覧ください。

(注8) 本件にかかる問い合わせ・申請書請求・送付先は以下のとおりです。

全国森林組合連合会 組織部 TEL03-3294-9717
〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-1-12 コープビル 8F

農中信託銀行(株) 営業部 TEL03-5281-1340
〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-1-12 コープビル 1F

農林中央金庫 農林部 T E L 03-3243-7222
〒101-8120 東京都千代田区大手町 1-8-3 J Aビル 3F

(注9) ホームページアドレスは以下のとおりです。

農林中央金庫ホームページ(<http://www.nochubank.or.jp/>)

全国森林組合連合会ホームページ(<http://www.zenmori.org/>)

2. 平成17年度の本事業スケジュール (予定)

平成17年7月1日	募集開始
平成17年9月5日	募集終了
平成17年10月	一次審査 (助成先候補選定)
平成18年 2月	二次審査 (助成先決定)
平成18年 4月	助成先への助成金一部交付

以上

(照会先) 農林中央金庫 広報部 (飯田, 松尾) TEL 03-5222-2019

平成 17 年度

公益信託 農林中金 80 周年森林再生基金 募集要項

1. 趣旨

森林は、農林水産業の持続的な発展に資することに加え、近時、地球温暖化防止、水源涵養、自然災害防止、保健文化機能等、その多面的機能を評価されています。しかし一方で、民有林を中心に荒廃が進んでおり、特に戦後の拡大造林期に植栽した人工林が成熟期を迎えつつあるなか、山村の高齢化・不在村化が進み、施業意欲の低下から間伐等の手入れが放棄され、過密のまま痩せ細り土壌が流出する、また伐採後の再植栽が放棄される等、その多面的機能を果たしえない状況となっています。本公益信託は、こうした国内の荒廃した民有林の再生により、森林の公益性を発揮させることを目指した活動に対し助成していくことを目的として、設定するものです。

2. 助成対象事業

国内の荒廃した民有林の公益性を発揮させることを目指した活動であって、創造性が高いと認められる以下の事業に対する助成金の支給。

- (1)複数の森林所有者との長期安定的な契約に基く、ひとまとまりとなった荒廃林の再生事業（長伐期施業・複層林施業等の公益的な施業を条件とする）
- (2)上記に附帯する林地境界確定、林地調査、不在村者調査等に対する助成金の支給
- (3)その他目的を達成するために必要な事業に対する助成金の支給

- ・「複数の森林所有者」には、入会集団、財産区、生産森林組合等を含む。
- ・対象森林は 5 ha 以上のひとまとまりとなった森林とし、これには国有林、県有林、市町村有林を一部含むことも認める。
- ・「長期契約」とは、森林経営信託契約・長期経営委託契約・長期施業委託契約・長期管理委託契約(期間 5 年以上)等とする。
- ・附帯事業には林地境界確定、林地調査、不在地主調査等の事業を含む。

※事業の中でもより公益性および創造性が高い事業を選定します。

例 対象林の荒廃の度合いが大きく、対象面積がより広い事業
地元協同組合・ボランティア・行政等、地元住民参加型の事業
ノウハウ・技術・生産性の向上等により、助成金終了後も事業の継続性が認められる事業
過去に例の少ない先進的事业（不在村者の森林経営信託等）

※対象事業の範囲は、森林整備（施業）と直接・密接に関連する取組までとします。

例 間伐した立木を共販所（原木市場）又は製材工場まで運び込んだ段階まで。

3. 助成対象者

以下の全ての条件に該当する者を対象とします。

- (1) 営利を目的としない団体で法人格を有するもの。ただし地方公共団体を除く。
- (2) 過去の活動歴等からみて本活動を運営するのに十分な能力、知見を有する団体。
- (3) 対象事業の実施状況および予算・決算などの財政状況について、当基金の求めに応じて適正な報告のできる団体。

例 森林組合・農協・漁協等協同組合、特定非営利法人、社団・財団等

4. 助成金額

- (1) 17年度募集分の助成金総額は100百万円を予定します。
- (2) 1件あたりの助成金の限度額は30百万円とします。

- ・助成金額は、対象事業の所要資金から、①申請者、森林所有者に対する公的な補助金、②対象森林の原木等の販売収入額を除いた部分で、③上限30百万円として助成を行います。
- ・支給方法は7を参照ください。

5. 助成期間

- (1) 支援の対象となる事業の実施期間は、原則として平成18年4月1日以降に開始し、平成19年3月31日以前に終了するものとします。（一年間）
- (2) 複数年度にわたる事業の場合は、複数年にわたる事業計画を提出してください。事業の内容により、同一助成先への複数年助成(期間は最長5年)を認める場合があります。
- (3) ただし、(2)の場合でも原則、毎年事業内容と結果の審査を行いますので、都度申請、報告が必要になります。

6. 助成金の対象となる経費

- ・事業活動に要する、常識的な範囲・金額にかかる各種経費を対象とします。
- ・助成対象となった全ての経費につき明確な積算根拠の資料を提出いただきます。（物品購入等については申請時に見積書等、事業完了後には領収書が必要です。人件費等については積算根拠の数字について説明資料が必要です。）

（ハード事業）伐出費、運搬費、作業道開設費、造林費、育林費

（ソフト事業）境界確定等調査費、座談会・郵送代等推進費、研修会議費、森林データ整備費

例（ハード）

- ・活動に直接携わる者の人件費
- ・当該活動に必要な林業機械・車両の燃料費、償却費
- ・林業機械や車両、パソコン等のリース、レンタル料
- ・当該活動に必要なパソコン等のソフトウェア
- ・当該活動に必要なと認められる高価でない作業用具、資材、資料の購入費やリース・レンタル料
- ・現地での活動に係る電車、車等の交通費、レンタカー代

- ・当該活動に係る保険料
(ソフト)
- ・当該活動に係る外部の講師や専門家への謝金と実費交通費
- ・当該活動に必要な会議等開催場所の借上料、会議資料作成費、機器レンタル料
- ・当該活動に必要な事務用品購入費用、文書等郵送費
- ・当該活動に必要な森林データベース作成費

以下のものは対象になりません。

- (ハード)
- ・林業機械や車両、パソコン等の高額なものや汎用性が高いものの購入費用
- ・遠隔地への移動に係る交通費
- ・団体の事務所等の購入費や維持費、家賃等
- (ソフト)
- ・外部の研修会や講演会への参加費、出張費、宿泊費等
- ・団体、個人との交流費、交際費、接待費等
- ・団体、個人への会費、寄付金、謝礼、土産代
- ・掲載料、放送料等のかかる広告・広報の費用等

7. 選考方法と助成金支給、報告提出義務

(1) 一次審査(平成17年10月頃)

- ・主に事業内容の公益性・創造性・事業効果等および申請団体の事業運営能力を審査します。

(2) 二次審査(平成18年2月頃)

- ・一次審査を通過した団体について、事業計画数字の適正性を審査・検証します。必要となる詳細な積算根拠資料等を提出いただきます。
- ・原則として現地実査を行い、事業計画との整合性を検証します。
- ・相場と乖離した不適正な事業数字の計上、著しい資料提出遅延等の不誠実な対応等が見られた場合は、審査対象外とします。

(3) 概算払いの実施(平成18年4月以降)

- ・本基金の助成は、原則として1年後の事業完了後、報告書等の提出、事業内容の精査後に支給します。
- ・ただし、希望される場合には、二次審査終了、助成決定後、助成決定額の半分まで概算払いを実施します。
- ・概算払いは1回のみです。その場合は「概算払い請求書」を提出ください。

(4) 事業の完了、助成金支給(平成19年5～6月頃)

- ・1年後の事業完了後1ヶ月以内に、「事業完了報告書」や成果物等を提出していただきます。
- ・事業完了報告等の精査後、内容が適正であれば、助成金を支給します。概算払い実施済の場合は残額を支給します。
- ・事業完了報告により必要額が決定額を下回る場合は、余剰分については助成を見送らせていただきます。報告内容に不適正な数字の計上がある場合や報告書の著しい提出遅延等、不誠実な対応がある場合には、助成金を支給せず、また概算払い実施済みの分は返金していただくことがあります。
- ・原則として現地実査を行い、事業完了報告との整合性を検証します。
- ・事業完了後も継続して報告を求めることがあります。

8. 募集期間と応募方法

- (1) 平成17年度募集期間 平成17年7月1日（金）～平成17年9月5日（月）
- (2) 所定の申請書に記入、添付資料を付けて申請してください。

9. その他

- (1) 提出いただいた申請書および添付書類は返却いたしません。選考結果は申請者全員に書面で通知いたします。（一次審査は平成17年10月頃、二次審査は平成18年2月頃）
- (2) 助成先の下承を得て、事業を公開することがあります。

10. 問合せ及び申請書請求、送付先

所定の助成金交付申請書を下記宛請求し、ご記入のうえ、本基金の事務受任者である全国森林組合連合会あてにご提出ください。

公益信託 農林中金80周年森林再生基金

〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-1-12 コープビル 8F

全国森林組合連合会 組織部 TEL 03-3294-9717

〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-1-12 コープビル 1F

農中信託銀行(株) 営業部 TEL 03-5281-1340

〒100-8120 東京都千代田区大手町 1-8-3 JAビル 3F

農林中央金庫 農林部 TEL 03-3243-7222

11. 個人情報の保護に関する法律について

- (1) 平成17年4月1日から、個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法）が施行されました。本基金の申請資料（添付資料）には、林地所有者の名前や住所等の個人情報が入ることになります。申請者においては、個人情報保護法に基づいた適切な対応をお願いいたします。
- (2) 個人情報を取得した場合、本基金の申請（主に二次審査）にあたっては、所定の資料のほかに上記個人情報保護法に対応した資料（利用目的明示の資料等）の添付をお願いいたします。同資料の添付がなく申請資料に個人情報が記載されてある場合には、当該申請資料は受領できませんので、ご注意ください。

【参考】提出資料例

- 申請時（一次審査前、7～8月）；「助成金交付申請書」「同 別紙1」「同 別紙2-1、2-2」、対象森林の内容のわかる地図・図面・写真、直近の営業報告書・財務資料、その他関係資料
- 〃（二次審査前、11～12月）；積算根拠資料、所有者との長期契約（写）、個人情報保護法対応資料、「確認書」、その他関係資料
- 報告時（事業完了後、4月頃）；「事業完了報告書」、事業報告書、確認資料（帳簿、契約書、領収書等の写し、事業実施前後の写真、成果物にかかる資料）

以 上

公益信託 農林中金 80 周年森林再生基金
平成 17 年度 助成金交付申請書

平成 年 月 日

公益信託 農林中金 80 周年森林再生基金
 事務受任者 全国森林組合連合会 御中

1. 申請者

(1) 申請団体名等

フリガナ			
団 体 名		印	
住 所		〒	
		TEL	FAX
代 表 者	フリガナ	フリガナ	役職
	氏 名	氏 名	役職
担 当 者	フリガナ	フリガナ	役職
	氏 名	氏 名	役職
設 立 年 月		構 成 人 数	

※法人登記簿謄本（全部事項証明書）（写し可）、直近の事業報告書・財務資料等を添付ください。

(2) これまでの活動実績および事業運営体制（事務局・作業班等）

（申請された事業を遂行するに際し、十分な事業運営が可能か参考としますので記入ください。関係資料があれば添付ください。）

2. 申請事業

(1) 対象事業の①事業名、②事業目的（コンセプト）、③事業内容（体制、資金使途等）についてご記入ください。さらに、④③の事業のなかで公益性および創造性が高い取組み(注)として強調したい点についてご説明ください（本様式によらず別途資料での説明可。ただし項目①～④の記載を前提とします。また関係資料があれば添付ください）。

注1. 公益性が高いとは、例えば、対象林の荒廃の度合いが大きく、対象面積がより広い事業、地元協同組合・ボランティア・行政等地元住民参加型の事業等を言う。

注2. 創造性が高いとは、例えば、ノウハウ・技術・生産性の向上等により助成金終了後も事業の持続性が認められる事業、過去に例の少ない先進的事業（不在村者との森林経営信託等）等を言う。

①事業名

②事業目的（コンセプト）

③事業内容

体制（中心となる組織・団体、連携する組織・団体他）、補助金だけでなく当基金を使用する理由等も記述する。

④事業内容のなかで公益性および創造性が高い取組として強調したい点

- (2) 本申請による助成を受けた場合の成果および成果物（注）とその活用方法についてご説明ください。

注 成果および成果物；事業終了後の写真・図面・施業台帳等を含んだ事業報告書、創意工夫したマニュアル等、所有者への説明資料や広報物等。

- (3) 対象森林に対する長期方針および対象森林の現況について別紙 1 にご記入ください。

※対象森林は申請時は候補地段階で構いません。別紙に全部記入できない場合は別途資料を添付してください。

- (4) 対象森林の現況の荒廃度合いが確認できる写真、地図等を添付してください。

- (5) 事業計画、収支計画について別紙 2-1、別紙 2-2 にご記入ください。

※別紙に全部記入できない場合は別途資料を添付してください。

以 上

1. 森林づくりの長期方針

(原則、40年以上の期間にかかる伐採・造林等の方法、伐期齢、育成する樹種、作業道等の内容を記入したうえで、今回事業の計画を記入する)

2. 森林の現況 (対象森林の所在地の分かる地図、樹種・地形・作業道等の分かる図面、荒廃度合いの分かる写真を添付すること)

番号	所在地（林班名）	筆数	所有者数	森林の現況			伐採		造林時期		育林時期	
				面積:ha	天然・人工林・樹種別面積	人工林齢別面積	時期	面積：ha	時期	面積：ha	時期	面積：ha
例	○県○郡○町○大字○番地ほか（55林班）	200	50	100.00	天然広葉樹30.00 人工スギ 60.00 人工ヒノキ10.00	6齢級 5.00 7 齢級15.00 8 齢級30.00 9 齢級15.00 10 齢級5.00	18/7-19/3	80.00				
1												
2												
3												
4												
5												
合計												

※ひとまとまりとなった森林（団地）毎に記入する。

※面積は少数第2位にとどめ、第3位を四捨五入する。材積は、少数第1位を四捨五入する。

※伐採・造林・育林時期は、開始年月～完了年月を記入する。

事業計画

年度 月	平成18年度												平成19年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
実施事業 スケジュール																								
説明 ハード事業	1伐採計画 ①主伐、間伐別、②間伐率、③伐採面積(ha)、④伐採立木材積(m³)												1伐採計画											
	2作業道開設距離(m)												2作業道開設距離(m)											
	3造林計画 ①造林方法、②造林樹種、③造林面積(ha)、④植栽本数(本)												3造林計画											
	4保育計画												4保育計画											
ソフト事業	1.所有者数(長期契約)												1.所有者数(長期契約)											
	2.取組内容												2.取組内容											

収支計画

年度	平成18年度			平成19年度		
		(千円)	(算出根拠)		(千円)	(算出根拠)
	ハード事業	選木費		選木費		
		伐出費(伐倒、造材、搬出、積載)		伐出費(伐倒、造材、搬出、積載)		
		運搬費		運搬費		
		作業道開設費		作業道開設費		
		造林費		造林費		
		保育費		保育費		
		その他		その他		
	ソフト事業	計①	0	計①	0	
		境界等調査費		境界等調査費		
		座談会関係費		座談会関係費		
		研修会議費		研修会議費		
		森林データ整備費		森林データ整備費		
		その他		その他		
		計②	0	計②	0	
	本件助成金額	0	本件助成金額	0		
	(①－③)＋②－④			(①－③)＋②－④		
		原木販売収入		原木販売収入		
		その他販売収入		その他販売収入		
		所有者への補助金		所有者への補助金		
		所有者収入計③	0	所有者収入計③		
		申請者への補助金④		申請者への補助金④	0	
○補足説明欄			○補足説明欄			

※注意事項・・・収支計画の計画数字について、(想定)単価や(想定)販売材積等、根拠となる数字を記入してください。二次審査では、更に詳細に報告、確認等をさせていただきます。
本計画書様式では書き切れない場合は、追加資料を作成してください(様式任意)。

収支計画

年度	平成18年度			平成19年度		
		(千円)	(算出根拠)		(千円)	(算出根拠)
	ハード事業	選木費	1,188	選木費		
		伐出費(伐倒、造材、搬出、積載)	9,732	伐出費(伐倒、造材、搬出、積載)		
		運搬費	6,300	運搬費		
		作業道開設費	9,000	作業道開設費		
		造林費		造林費		
		保育費		保育費		
		その他		その他		
	ソフト事業	計①	26,220	計①		
		境界等調査費	1,000	境界等調査費		
		座談会関係費	100	座談会関係費		
		研修会議費	100	研修会議費		
		森林データ整備費	500	森林データ整備費		
		その他	300	その他		

※注意事項・・・収支計画の計画数字について、(想定)単価や(想定)販売材積等、根拠となる数字を記入してください。二次審査では、更に詳細に報告、確認等をさせていただきます。
本計画書様式では書き切れない場合は、追加資料を作成してください(様式任意)。

公益信託農林中金80周年森林再生基金

平成17年度募集要項・助成金交付申請書

Q & A

問合せ先

- | | |
|----------------|-------------------|
| ・全国森林組合連合会 組織部 | T E L03-3294-9717 |
| ・農中信託銀行(株) 営業部 | T E L03-5281-1340 |
| ・農林中央金庫 農林部 | T E L03-3243-7222 |

目 次

1. 事業内容について

Q1.複数の森林所有者のひとまとまりとなった森林を対象とする理由は何か。(P4)

Q2.「長期安定契約」とは何か。(P4)

Q3.「長伐期施業・複層林施業等の公益的な施業」とは何か。森林法等で定めた制度に基づかなければならないのか。(P4)

Q4.なぜ、林地境界確定、不在村地主調査を助成対象とするのか。(P5)

2. 助成金額・期間・用途・対象先・方法について

Q5.助成金額に上限はあるのか。少額の申請でも良いのか。(P6)

Q6.1年間にいくつの法人が選定されるのか。(P6)

Q7.長期間の助成でないと荒廃した森林は再生できないが、複数年助成はあるのか。(P6)

Q8.例えば、3年計画の事業で最初の1年間のみ助成が認められた場合、2年目以降の部分について、改めて申請すれば審査してもらえるのか。この場合、優先的に選考してもらえないのか。(P6)

Q9.具体的に助成対象費用は何か。(P7)

Q10.事業期間や購入を計画していた物品について、希望通りの助成とならなかった場合はどうすれば良いか。(P7)

Q11.対象となる事業の範囲について、ソフト事業はどこまでが範囲となるのか。(P7)

Q12.補助金収入や伐採代金収入があっても、助成は受けられるのか。(P7)

Q13.営利を目的としない法人とは何か。なぜ、非営利法人だけを助成の対象とするのか。(P7)

Q14.なぜ、過去の活動歴等からみて運営に十分な能力、知見を有する団体だけを対象とするのか。(P8)

Q15.財務資料の提出が求められるが、収支状況が赤字では選定されないのか。(P8)

Q16.複数の団体による申請は認められるのか。(P8)

Q17.なぜ、地方公共団体を除くのか。林業公社は社団（または財団）だが対象になるのか。(P8)

Q18.助成金はいつ支給されるのか。(P9)

3. 申請方法・審査・選定について

Q19.申請時に対象地は確定していなければいけないのか。また、長期安定契約を締結していないといけないのか。(P10)

Q20.経費等の積算根拠とは何で説明したら良いのか。(P10)

Q21.二次審査に係る申請で、計画数字につき詳細な積算根拠資料が必要とあるが、具体的にどんなものか。また、事業報告時にはどのような資料が必要になるか。(P10)

Q22.公益性および創造性が高い事業とはどんなものか。(P10)

Q23.運営委員名や審議の議事録等を公開しないのか。(P11)

Q24.選定された事業は公開しないのか。(P11)

Q25.なぜ、事業完了後も継続して報告を求めるのか。(P11)

Q26.個人情報保護法に基づく対応はどのようにすれば良いのか。(P11)

以 上

1. 事業内容について

Q1.複数の森林所有者のひとまとまりとなった森林を対象とする理由は何か。

A1.

日本の民有林の所有構造は、民有林のうち9割近くを102万戸の個人（林家）が所有し、このうち5ha以下の層が戸数で75%を占めている（2000年世界農林業センサス）等、小規模所有構造となっています。小規模所有のために、木材の安定供給や面的な環境保全が困難なものとなっていることから、この小規模所有林をとりまとめることにより、低コストでの施業（伐採・搬出・再植栽等）が可能となるとともに、土砂災害防止、水源涵養等環境保全面での効果が得られるなど、公益性の高い事業になると考えられるからです。

なお、「複数の森林所有者」には、入会集団、財産区、生産森林組合等を含みます。また、対象森林は5ha以上のひとまとまりとなった森林とし、これには国有林、県有林、市町村有林を一部含むことも認めます。

Q2.「長期安定契約」とは何か。

A2.

長期安定契約とは、森林経営信託契約・長期経営委託契約・長期施業委託契約・長期管理委託契約等で期間5年以上を対象とします。

森林所有者の高齢化・不在村化、施業意欲の低下が進んでいるため、長期安定的に所有森林の経営・施業・管理を委託するニーズが高まっており、この受託等が可能な法人では、個人の限界を超えて公益的な役割・機能を発揮することが可能になると考えられるからです。

Q3.「長伐期施業・複層林施業等の公益的な施業」とは何か。森林法等で定めた制度に基づかなければならないのか。

A3.

森林法において「長伐期施業」の定義は「標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う施業」となっています。また、「複層林施業」は一つの森林の中に林齢等が異なる高木と低木が混在する複層林を維持していくための施業のことです。それぞれ、戦後定着した概ね40年周期の一斉皆伐・再植栽はコストが高く、生物多様性の保全、水土保全等の環境保全面での弊害もあること等を踏まえ、間伐等の手入れを進め、伐期を長期化させること、また、林齢の高い木を伐採したあとに若い木を植栽し複層林化すること等により、森林が持続的に多面的な機能を発揮できるような施業を目的にしたものです。

加えて、ここで言う「公益的な施業」とは、森林法に基づく地域森林計画・市町村森林整備計画等の基準に拘束されるものではなく、既往の制度の枠組みを超えて、応募者が「公益的な施業」と考えるご提案も含まれます。

Q4.なぜ、林地境界確定、不在村地主調査を助成対象とするのか。

A4.

森林の所有にかかる境界は、森林簿により確認はできるものの、登記簿や地積測量図と整合性が取れていないことも多く、そうした場合、所有者間相互で境界を確認していることが実態です。近年、所有者の相続や不在村化により境界確認が困難化しつつあること、昭和26年より実施されている地積調査(登記簿と地積測量図等を一致させる作業)は、全国平均46%と低水準で、20%未満の県が16県もある等地域により大変遅れていること(15年度末国土交通省調査)から、近い将来、森林の所有境界が確認できずトラブルが発生するリスクを抱えています。

したがって、複数の森林所有者のとりまとめにあたって、森林所有者間の境界確認・確定を行い、地域の森林データの整備を行う意義は公益的価値が高いものと言えます。

また、不在村地主調査とは、森林を所有する市町村からの転出や相続の発生により、地域の森林所有者が不明となっているケースが増加しており、これを調査・確認する作業のことです。

こうした作業は、公的補助がほとんどなく、複数の森林所有者のとりまとめの障害となっていることから、助成対象としたものです。

2.助成金額・期間・用途・対象先・方法について

Q5.助成金額に上限はあるのか。少額の申請でも良いのか。

A5.

一助成先あたりの上限は年間 30 百万円で、運営委員会の厳正な審査を経たうえで申請額のうち必要額について認められるものです。少額の申請でも構いませんが、公益性の高さから、より規模の大きな事業内容が選定される可能性がありますので、この点をご理解ください。

Q6.1 年間にいくつの法人が選定されるのか。

A6.

運営委員会の審査・判断によりますが、年間 1 億円を助成の目途としていますので、助成先は 4-6 先程度になるものと想定されます。件数を多くしてバラマキ型の助成を行うよりも、創意工夫のある、より良い事業に件数を絞込んだ方がより公益的にも価値があると考えられるからです。

Q7. 長期間の助成でないと荒廃した森林は再生できないが、複数年助成はあるのか。

A7.

事業内容によっては、一助成先に対する複数年助成（最長 5 年間まで）を認めることとしています。事業規模が市町村全域を対象とするような場合、準備期間を含めて相当の期間が必要になることに配慮したものです。一方で、5 年超となると助成先数が限定されてしまうので、期間は 5 年までとしています。

なお、事業が計画どおりに行われているかを審査するため、毎年申請、報告が必要になります。

Q8.例えば、3 年計画の事業で最初の 1 年間のみ助成が認められた場合、2 年目以降の部分について、改めて申請すれば審査してもらえるのか。この場合、優先的に選考してもらえないのか。

A8.

改めて申請いただくことは問題ありません。ただし、一度審査・選考を終えていること、他の新規の申請者とのバランスも考慮する必要があることから、優先的に選考されることは考えておりません。

Q9.具体的に助成対象費用は何か。

A9.

詳細は募集要項のとおりですが、森林整備・施業等のハード事業では、伐出費、運搬費、作業道開設費、造林費、育林費等であり、森林所有者をとりまとめる等のソフト事業では、境界確定等調査費、座談会・郵送代等推進費、研修会議費、森林データ整備費等になります。人件費は対象となりますが、林業機械や車両、パソコン等の高額なものや汎用性が高いものの購入費用は対象外となります。

Q10.対象となる事業の範囲について、ソフト事業はどこまでが範囲となるのか。

A10.

ソフト事業においても、森林整備（施業）と直接・密接に関連する取組みまでとします。具体的には、ソフト事業の取組内容、ハード事業との割合（業務、所要資金額等）等を参考に審査・判断されることになります。

Q11.事業期間や購入を計画していた物品について、希望通りの助成とならなかった場合はどうすれば良いのか。

A11.

本公益信託は、荒廃した民有林の再生事業・活動に対して助成するものであり、助成は申請者の（将来的にも）自助努力部分があることを前提にしています。したがって、選考の過程で取組みの内容や所要資金額、必要性等を審査した結果、助成対象者として選定されても希望する期間や費目の全てについて資金が給付されない場合もあります。

申請者においては、補助金等も活用しながら当基金の助成をうまく活用し、助成終了後も将来にわたって取組みを続けていただくことを期待しています。

Q12.補助金収入や伐採代金収入があっても、助成は受けられるのか。

A12.

補助金収入や原木伐採代金収入があっても助成は受けられます。ただし、対象事業の所要資金から、①申請者、森林所有者に対する公的な補助金、②対象森林の原木等の販売収入額を除いた部分で、③上限30百万円として助成を行います。

Q13.営利を目的としない法人とは何か。

A13.

営利を目的としない法人には、森林組合・農協・漁協等の協同組合、NPO法人、社団・財団等が想定されます。

Q14.なぜ、過去の活動歴等からみて運営に十分な能力、知見を有する団体だけを対象とするのか。

A14.

本公益信託では、荒廃した民有林の再生という趣旨で、相当規模・期間の事業に対する助成を想定していますので、それを実行できる能力・知見を有する団体でないと困難が予想されるからです。また、同様の観点から、助成対象先は法人格を有する団体としています。

Q15.財務資料の提出が求められるが、収支状況が赤字では選定されないのか。

A15.

収支状況が赤字だからといって選定されないことや不利な扱いを受けることはありませんが、事業継続が見込めないほど財務状況が著しく厳しい場合には、選定が見送られる可能性があります。

Q16.複数の団体による申請が認められるのか。

A16.

複数の団体による申請も認められます。なお、事業・活動に際しての団体間の役割分担等が確認できる説明が必要になります。

Q17.なぜ、地方公共団体を除くのか。林業公社は社団（または財団）だが対象になるのか。

A17.

本公益信託は、荒廃した民有林、特に私有林を対象とするものであり、市町村有林のみを対象とすることは想定していません。（ただし、A1のとおり、ひとまとまりとなった森林に、国有林、県有林、市町村有林を一部含むことは認めています。）

地方公共団体自らが予算措置によって管轄内の森林再生を行うことが可能なこと等から対象外としています。むしろ、地方公共団体は直接の助成先となるのではなく、対象となる助成先と一緒に地元の森林再生を行っていただく存在として期待しています。なお、非営利法人の林業公社は助成対象先になりますが、上記のとおり、私有林の再生を第一とするという観点から、内容を吟味して判断されることとなります。

Q18.いつ助成金は支給されるのか。

A18.

助成金は、原則として1年後の事業完了後、報告書等の提出、事業内容の精査後に支給されますが、希望される場合には、助成決定後、助成決定額の半分まで概算払いが実施されますのでご活用ください。

3.申請方法・審査・選定について

Q19.申請時に複数の森林所有者との長期安定契約を締結していないといけないのか。

A19.

助成決定前に締結していることは求めませんが、その確実性については審査されることになります。助成決定後、長期安定契約の締結が一部できなかった等により対象事業の一部変更があった場合には、助成金決定額を上限に、実績等に基づいて助成金の支給が検討されることになります。

Q20.経費等の積算根拠とは何で説明したら良いのか。

A20.

積算根拠となる数字は、各事業、各地域で条件（単価、面積、人数、日数等）が異なるため、通常の事業計画策定時に使用する積算根拠を参考に今回の事業計画及びその積算根拠を記載してください。

Q21.二次審査に係る申請で、計画数字につき詳細な積算根拠資料が必要とあるが、具体的にどんなものか。また、事業報告時にはどのような資料が必要になるか。

A21.

二次申請時の提出資料として（別紙1. 2とは別に）、ハード事業（造林費、伐出費、作業道開設費等）の場合は、事業地・作業種ごとの見積書・積算根拠（人件費、燃料費等を含む）が必要となります。各県の標準単価を使用する場合は、その資料も添付してください。ソフト事業（境界等調査費、座談会、研修会等）の場合は、各事業の見積書・積算根拠（講師謝金、会場費、日数等）の資料が必要になります。

事業完了報告時の提出資料として、ハード事業の場合は、各事業地の事業実績書、作業記録日報、賃金台帳、機械運転日報等の使用した経費を証明できる書類の写しが必要となります。ソフト事業の場合は、各事業の領収書、事業で使用した資料、配布物等が必要となります。

Q22.公益性および創造性が高い事業とはどんなものか。

A22.

例えば、以下の事業が考えられますが、既往の補助金の枠組みを超えて、地域の実情に応じた創意工夫と夢のある事業・活動が選定されることを期待しています

- ①対象林の荒廃の度合いが大きく、対象面積がより広い事業
- ②地元ボランティア・協同組合・行政等、地元住民参加型の事業

- ③ノウハウ・技術・生産性の向上等により、助成金終了後も事業の継続性が認められる事業
- ④過去に例の少ない先進的事業（不在村者の森林経営信託）

Q23.運営委員名や審議の議事録等を公開しないのか。

A23.

本公益信託を公益性のあるものにするためには、運営委員会を公平中立なものにしておくことが肝要ですが、運営委員会の委員名や議事録は非公開とした方が、運営委員会の公益性が担保できるものと考えています。この点、ご理解ください。

Q24.選定された事業は公開しないのか。

A24.

助成対象事業は先進事例としてノウハウ等の普及の観点からも助成先等の了解を得たうえで、公開していきたいと考えています。

Q25.なぜ、事業完了後も継続して報告を求めるのか。

A25.

A24 のとおり、事業完了後は先進事例として公開していきたいと考えており、マスコミ等への掲載、他団体の視察受け入れ、対象森林の継続調査等にご協力いただくことを想定しています。

Q26.個人情報保護法に基づく対応はどのようにすれば良いのか。

A26.

本年4月1日より施行となった「個人情報の保護に関する法律」（以下、個人情報保護法）は、個人情報取扱事業者（※）については、①あらかじめ利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を取扱うこと、②個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知・公表等を行うこと、等を規定しています。

本公益信託は、同法の趣旨を踏まえ、申請者が個人情報取扱事業者であるか否かに関らず、同法で求められた対応をとることを前提としています。

つまり、申請者は、森林所有者等の個人情報を取得するに際し（主に二次審査にかかる申請時を想定しています）、当該個人情報は本基金の助成金申請目的のために使用することについて、①当該内容を記載した書類の手交・郵送、又は②対象となる個人からの同意書の徴求、を行う必要があります。

助成金申請の際には、申請者の業務の範囲と利用目的を明記した上記書類の写しを添付書類として送付していただくことになります。本書類がないと申請資料は受領できませんのでご注意ください。

※個人情報取扱事業者

個人情報データベース等を事業に使用している事業者。顧客の個人情報等を有する多くの法人等が該当する。ただし、個人情報データベースを構成する特定の個人の数
が過去6ヶ月間継続して5000人以下の事業者は除く。

以 上